

短期入所サービス利用契約書

_____（以下「利用者」といいます。）と事業者荻田学園（以下「事業者」といいます。）は、利用者が事業者から提供される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく短期入所（以下「短期入所サービス」といいます。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第1章 総 則

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、施設が利用者に対し、短期的な施設利用を提供して日常生活上の支援、日中活動支援等を行うことを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される「短期入所事業」のサービスについて定めます。

（短期入所サービスの内容）

第2条

- 1、事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の短期入所サービスを提供します。
- 2、短期入所サービスの提供は、施設の生活支援員、看護職員等の従業者が当たります。
- 3、事業者は、短期入所サービスの提供に当たっては、利用者の障害程度に応じて、利用者に短期入所サービスを提供します。
- 4、事業者は、日常生活上の支援や日中活動支援に当たっては、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
- 5、事業者は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに適切な時間に食事を提供します。
- 6、事業者は、短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日とします。
ただし、契約期間満了日以前に利用者が支給有効期間の満了日を更新された場合には、変更後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第2章 事業者の義務

（相談及び援助）

第4条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族の相談に適切に応じて、必要な助言その他の支援を行います。

(健康管理)

第5条 事業者は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

(守秘義務)

第6条

- 1, 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持する義務を負います。
- 2, 事業者は、従事者が退職後、正当な事由がなく、利用者又はその家族に関する個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

第3章 利用料金

(利用料金)

第7条

- 1, 利用者は、サービスの対価として市町村が定める定率負担額ならびに生活にかかわる費用のうち実費負担として、食費及び光熱水費の合計金額を事業者に支払うものとします。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等については、利用者に代わり市町村より代理受領します。
- 2, 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払いを利用者に請求できます。
- 3, 事業者は、短期入所サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料金の支払方法等)

第8条

- 1, 利用者は、短期入所サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計金額を、月ごとに支払います。
- 2, 事業者は、当月の利用料金合計額に請求書を、翌月10日までに利用者へ送付します。
- 3, 利用者は、当月の利用料金の合計金額を、翌月15日までに支払いします。
- 4, 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者へ領収書を発行します。
ただし、銀行振替の場合は、通帳記入を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

第4章 契約の終了

(契約の終了)

第9条

- 1, 利用者は、7日以上予告期間において文書で事業者へ通知する事によりこの契約を解約する事が出来ます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は文書で通知する事により直ちにこの契約を解約する事が出来ます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
 - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

2、事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することが出来ます。ただし次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約する事が出来ます。

- (1) 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに契約期間以内に退院できる見込みがない場合、
- (2) 利用者がこの契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと認めるとき。
- (3) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることが出来ない場合
- (4) 利用者が死亡した場合。

第5章 損害賠償

(損害賠償)

第10条

- 1、事業者は、短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2、事業者は、短期入所サービスを提供する上で、事業者の故意・過失によりご契約者に損害が生じたと立証された場合には、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。
但し、その損害の発生につきご契約者に故意または過失が認められる場合は、事業者はその負担する損害賠償の額を減額する事が出来ます。

(情報の保存)

第11条 事業者は、利用者に対する短期入所サービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後、5年間保存します。

第6章 その他

(苦情解決)

第12条

- 1、利用者又はその親族は、事業者が提供した短期入所サービスに関する苦情がある場合はいつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口に苦情を申し立てることが出来ます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じます。
- 2、事業者は、利用者又はその親族が苦情申し立てした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

(身元引受人)

第13条

- 1、事業者は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、利用者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 2、身元引受人はこの契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。
- 3、身元引受人は、次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者者に協力する事。
 - (2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先確保に努めること。
 - (3) 利用者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な措置。
- 4、身元引受人は心身等の事情によりやむを得ずその地位の継続が困難である場合には、これを直ちに事業者者に告げ、事業者の承認する者を新たに身元引受人にする事により、その地位を辞する事が出来ます。

(代理人)

- 第 14 条 利用者は、弁護士その他事業者が承認する代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることが出来ます。
- 2 利用者の代理人専任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(連帯保証人)

- 第 15 条 事業者は、利用者に対して連帯保証人を定める事を請求出来ます。但し、連帯保証人を定める事が出来ないやむを得ない理由があつて、事業者がそれを認める場合には、この限りではありません。
- 2 連帯保証人を定めるにあたっては、未成年でない者を定めることとします。
 - 3 本契約に基づく利用者の事業者に対する責務について、事業者が必要ありと認め要請した時は、これに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。
 - 4 連帯保証人は、利用者が事業者に対して別紙重要事項説明書に記載した利用料金、損害賠償、残置物の処分に要する費用の支払いについて、利用者と連携して保証するものとします。
 - 5 前項の連帯保証責務により連帯保証人が負う保証責務の限度額は金 30 万円とします。
 - 6 利用者が利用料金の支払いを 3 ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は連帯保証人に滞納の事実を通知し、対処を求めるものとします。
 - 7 連帯保証人は、資力を失う、心身等の事情によりその地位の継続が困難となった場合は、これを直ちに事業者に告げ、事業者の承認する者を新たに連帯保証人とする事により、その地位を辞する事が出来ます。

(合意管轄)

- 第 16 条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた時は、福岡地方裁判所行橋支部を管轄裁判所とする事に合意します。

(協議事項)

第14条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及びその親族、又は身元引受人と事業者が記名押印の上、各自その1通を所持します。

契 約 日
令 和 年 月 日

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人又は代理人（本人とともに契約内容を確認した親族）又は利用者の成年後見人等

住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 ）

連帯保証人

住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 ）

（ 極度額 30 万円 ）

事 業 者

福岡県京都郡苅田町大字稲光1248-1

社会福祉法人 光 和 苑

障害者支援施設 苅田学園

施設長 有 吉 剛 史 印